

公益社団法人 日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(JBLSF)

加盟団体規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本ボブスレー・リュージュ・スケルトン連盟(以下、連盟という)の加盟団体に関する事項を定めることを目的とする。

第1章 加盟及び退会

(加盟及び競技者登録)

第2条 連盟に加盟しようとする競技団体は、次の要件を満たしていることを要す。

- (1) 各都道府県もしくは地域におけるボブスレー・スケルトン競技を統括する団体
- (2) 各都道府県もしくは地域におけるリュージュ競技を統括する団体
- 2 連盟に加盟を希望する団体は、会長に加盟申請を行い、理事会並びに会員総会の承認を受けなければならない。
- 3 加盟団体は、事業年度ごとに年会費を納入するとともにその所属する競技者の登録手続をして、運営規程第9条にある競技者登録料を納入しなければならない。

(退会)

第2条 加盟団体が退会しようとするときは、その理由を付した退会届を提出し、理事会及び会員総会の決議を経なければならない。

第2章 権限

(競技会等の開催)

第4条 加盟団体は、連盟の主催、主管または後援する競技会及び事業等に所属の登録競技者を参加させると共に、それぞれが統轄する地域において、連盟公認の競技会及び事業等を開催することができる。

- 2 加盟団体は、連盟の競技会及び事業等を、共催または主管のもとで開催することができる。

第3章 義務

(提出書類)

第5条 加盟団体は、事業年度ごとに下記の書類を提出しなければならない。

- (1) 規約、役員名簿(役職名、氏名、住所、連絡先)
- (2) 事業報告書並びに決算書及び事業計画書並びに予算書
- (3) 総会議事録
- 2 規約等の変更、事務局の所在地の変更、役員の変更はその都度速やかに報告しなければならない。

(入会金・年会費)

第6条 加盟団体は別表に定める通りの入会金及び年会費を納入しなければならない。

(遵守事項)

第7条 加盟団体は、スポーツ団体として適正な組織運営等を行うため、スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>を遵守することに努めるとともに、自主的に自己説明及び公表を行うものとする。

- 2 加盟団体は、前項に加えて、次の事項に取り組みなければならない。
 - (1) 関係法令及び加盟団体に適用する連盟諸規程等を遵守し、かつ必要となる諸規定を整備した上で、それに基づき組織運営等を行うこと。
 - (2) 暴力、暴言、セクシュアル・ハラスメント、差別等の不適切な行為の根絶に取り組むこと。
 - (3) アンチ・ドーピング規程の遵守、その他アンチ・ドーピング活動に積極的に取り組むこと。
 - (4) スポーツに携わる者の安全を確保し、事故防止、保険整備等の具体的に必要な施策を講じること。

(協力義務)

第 8 条 加盟団体は、本規程、関係法令及び連盟諸規程等を遵守・遂行するために必要な連盟の行為に対して、協力しなければならない。

(コンプライアンス・倫理教育)

第 9 条 加盟団体は、事業年度ごとに登録選手及びスタッフに対してコンプライアンス・倫理教育を実施し、連盟に報告しなければならない。

第 4 章 処分

(除名)

第 10 条 加盟団体が次のいずれかに該当するときは、理事会及び会員総会の決議を経て、当該加盟団体を除名することができる。

- (1) 連盟の加盟団体としての義務に違反したとき。
- (2) 連盟の名誉を傷つけ又は連盟の目的に違反する行為があったとき。

(資格の喪失)

第 11 条 加盟団体は次のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 除名
- (3) 加盟団体の解散

(不服申立)

第 12 条 連盟の決定した処分に不服があるときは、連盟及び当該加盟団体は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構の定める規則に基づく仲裁により解決する。

第 8 章 その他

(規程の変更)

第 13 条 この規程は、理事会の決議によって変更することができる。

附則

1 本規程は 2021 年(令和 3 年) 6 月 1 日から施行する。

別表 入会金・年会費

1 加盟団体

入会金 500,000 円

年会費 300,000 円